

親御さんが高齢になったとき
一人だけが介護や財産管理を
担当していませんか？



他のご兄弟は何もしなかった…
そんな状況で相続人同士に
不信感が生まれ
『私が全部やったのに』
『お金を勝手に使ったでしょう』といった
主張が飛び交い、もう話し合いすら
できない状態になってしまう



親御さんが遺言を
残していたことが
わかったけれど、その内容が
『え？なんでも？』と驚くような
意外なものばかりで…

『本当に父が書いたの？』
そんな疑問が湧いてきます



遺留分
請求

そして財産が
ほとんどもらえない相続人は
『これじゃ納得できない！
遺留分を請求します！』と
なってしまうんです



こんなお悩みは
EDO東京法律事務所
にお任せください！

EDO東京法律事務所では
相続問題をはじめ、経済的なお悩みや
人間関係のトラブルなど
様々なお困り事に対応し
ご依頼者様の状況に合わせた
解決策をご提案いたします

